

NPO法人公共政策研究所ニュース(平成29年度冬号)

自治基本条例の制定及び議会運営のアドバイザーとして自治体を支援します。(お気軽にご相談ください)

専門知識・ノウハウ

自治基本条例素案のまとめのアドバイザー実績

- ・江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会ファシリテーター(H18.4~H19.3)
- ・八雲町自治基本条例町民懇話会アドバイザー(H20.8~H21.8)
- ・中標津町自治基本条例検討職員プロジェクトアドバイザー(H21.10~H22.3)
- ・美幌町みんなで創る自治基本条例町民会議アドバイザー(H21.10~H23.2)
- ・大空町自治基本条例(仮称)検討委員会アドバイザー(H22.10~H24.2)
- ・八雲町自治推進委員会アドバイザー(H22.8~H24.3)
- ・岩見沢市みんなで創るまちづくり基本条例市民会議アドバイザー(H23.7~H25.3)

法人格	フリガナ	コウキョウセイサクケンキョウシヨ	フリガナ	ミスワ マサタカ	団体認証日
団体名	特定非営利活動法人 公共政策研究所		理事長	水澤 雅貴	平成19年6月14日
所在地	札幌市白石区栄通12丁目4番5-401号		電話(FAX)	011-836-4315 (携帯電話)090-5226-3257	
ホームページ	http://koukyou-seisaku.com/		E-メール	mizusawa@koukyou-seisaku.com	
理事	渡辺三省 (自治体職員) 栃内香次 (前北海学園大学大学院経営学研究科教授)		顧問	宮脇淳 北海道大学法学研究科教授 山口二郎 法政大学教授	

1. 北海道内自治体の自治基本条例施行数の推移

H29年11月6日現在の道内の自治基本条例の施行状況を調査しました。北海道は都道府県の普及率32%と全国では8位でした。全国の自治基本条例の施行状況は当NPOホームページ参照願います。

年度別北海道の自治基本条例施行状況(2017.11.6現在)



項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
施行自治体数	1	1	0	0	3	6	10	4	7	9	3	4	4	4	2	0	0
累計	1	2	2	2	5	11	21	25	32	41	44	48	52	56	58	58	58
比率	0.6%	1.1%	1.1%	1.1%	2.8%	6.1%	11.7%	13.9%	17.8%	22.8%	24.4%	26.7%	28.9%	31.1%	32.2%	32.2%	32.2%

(注)北海道含む

2. 北海道内の自治基本条例・議会基本条例の施行状況(2017.11.6)

NO	自治体	自治基本条例	議会基本条例	両方
1	二七三町	1		
2	北海道	1	1	1
3	奈井江町	1		
4	苫前町	1		
5	登別市	1	1	1
6	清水町	1		
7	遠別町	1		
8	沼田町	1		
9	音更町	1		
10	白老町	1		
11	芽室町	1	1	1
12	下川町	1		
13	札幌市	1	1	1
14	苫小牧市	1		
15	留萌市	1	1	1
16	帯広市	1	1	1
17	稚内市	1		
18	中札内村	1		
19	遠軽町	1	1	1
20	美唄市	1		
21	七飯町	1	1	1
22	平取町	1		
23	上川町	1		
24	石狩市	1	1	1
25	芦別市	1	1	1
26	上富良野町	1		
27	幌延町	1		
28	士幌町	1		
29	福島町	1	1	1
30	厚沢部町	1		
31	三笠市	1	1	1
32	江別市	1	1	1
33	名寄市	1	1	1
34	八雲町	1	1	1
35	鹿追町	1	1	1
36	和寒町	1	1	1
37	置戸町	1		
38	黒松内町	1		
39	北見市	1		
40	新十津川町	1		
41	中頓別町	1		
42	函館市	1		
43	美幌町	1		
44	別海町	1		
45	中標津町	1		
46	士別市	1	1	1
47	大空町	1	1	1
48	新ひだか町	1		
49	斜里町	1		
50	栗山町	1	1	1
51	むかわ町	1	1	1
52	虻庭市	1		
53	湧別町	1		
54	小樽市	1		
55	旭川市	1	1	1
56	安平町	1	1	1
57	岩見沢市	1		
58	釧路市	1	1	1
59	夕張市		1	
60	網走市		1	
61	根室市		1	
62	富良野市		1	
63	知内町		1	
64	今金町		1	
65	北竜町		1	
66	豊浦町		1	
67	広尾町		1	
68	幕別町		1	
69	足寄町		1	
70	浦幌町		1	
71	白糠町		1	
72	本別町		1	
	計	58	38	24
	比率	32%	21%	13%

(注1)議会基本条例数は自治体議会改革フォーラム【2017年7月24日更新】

(注2)自治基本条例数はNPO公共政策研究所調査【2017年11月7日現在】

3. 自治基本条例と議会基本条例の都道府県別施行状況(普及率) (平成29年11月6日現在)

NO	県名	都道府県市町村数	自治基本条例施行自治体数	施行率	議会基本条例施行自治体数	施行率	NO	県名	都道府県市町村数	自治基本条例施行自治体数	施行率	議会基本条例施行自治体数	施行率
1	北海道	180	58	32%	38	21%	24	三重県	30	7	23%	12	40%
2	青森県	41	8	20%	10	24%	25	滋賀県	20	8	40%	17	85%
3	岩手県	34	7	21%	22	65%	26	京都府	27	1	4%	19	70%
4	宮城県	36	5	14%	27	75%	27	大阪府	44	14	32%	14	32%
5	秋田県	26	4	15%	15	58%	28	兵庫県	42	15	36%	36	86%
6	山形県	36	7	19%	22	61%	29	奈良県	40	4	10%	11	28%
7	福島県	60	11	18%	22	37%	30	和歌山県	31	0	0%	3	10%
東北		233	42	18%	118	51%	近畿		234	49	21%	112	48%
8	茨城県	45	6	13%	23	51%	31	鳥取県	20	5	25%	13	65%
9	栃木県	26	11	42%	15	58%	32	島根県	20	4	20%	10	50%
10	群馬県	36	3	8%	15	42%	33	岡山県	28	5	18%	18	64%
11	埼玉県	64	22	34%	23	36%	34	広島県	24	4	17%	17	71%
12	千葉県	55	2	4%	13	24%	35	山口県	20	2	10%	8	40%
13	東京都	63	14	22%	12	19%	中国		112	20	18%	66	59%
14	神奈川県	34	21	62%	25	74%	36	徳島県	25	2	8%	4	16%
関東		323	79	24%	126	39%	37	香川県	18	4	22%	11	61%
15	新潟県	31	11	35%	13	42%	38	愛媛県	21	4	19%	13	62%
16	富山県	16	2	13%	5	31%	39	高知県	35	3	9%	14	40%
17	石川県	20	6	30%	9	45%	四国		99	13	13%	42	42%
18	福井県	18	3	17%	12	67%	40	福岡県	61	11	18%	31	51%
19	山梨県	28	5	18%	9	32%	41	佐賀県	21	2	10%	13	62%
20	長野県	78	11	14%	35	45%	42	長崎県	22	1	5%	11	50%
21	岐阜県	43	11	26%	14	33%	43	熊本県	46	4	9%	15	33%
22	静岡県	36	6	17%	20	56%	44	大分県	19	8	42%	14	74%
23	愛知県	55	17	31%	35	64%	45	宮崎県	27	2	7%	15	56%
中部		325	72	22%	152	47%	46	鹿児島県	44	3	7%	34	77%
							47	沖縄県	42	4	10%	10	24%
							九州		282	35	12%	143	51%
							計		1,788	368	20.6%	797	44.6%

(注) 都道府県別市区町村数一覧(平成28年10月10日現在)

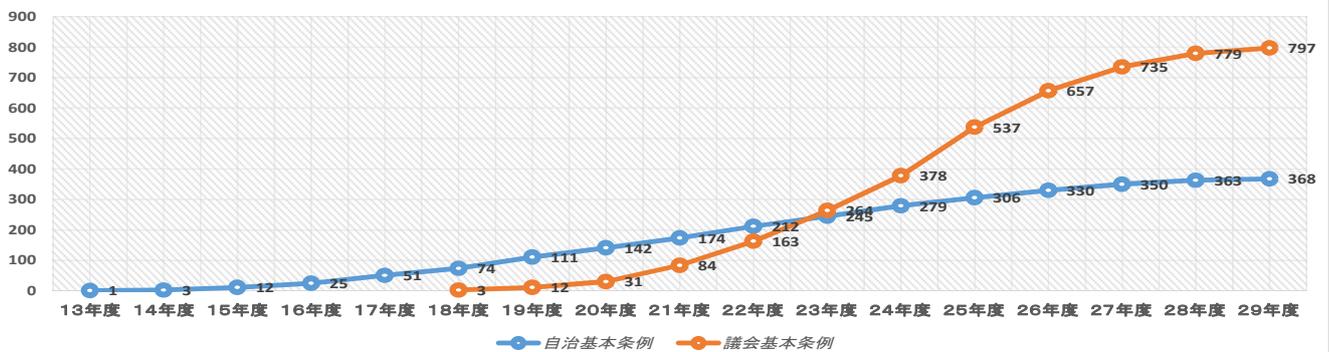
(注2) 都道府県47、市区町村1,741、計1,788

(注3) 都道府県別自治基本条例制定状況【2017年11月7日更新】公共政策研究所より

(注4) 都道府県別議会基本条例制定状況【2017年07月24日更新】自治体議会改革フォーラムより

4. 自治基本条例と議会基本条例の年度別施行状況(平成29年11月6日現在)

年度別全国自治基本条例と議会基本条例の施行状況



全国の1788自治体における自治基本条例と議会基本条例の施行状況

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自治基本条例	1	3	12	25	51	74	111	142	174	212	245	279	306	330	350	363	368
議会基本条例						3	12	31	84	163	264	378	537	657	735	779	797

鹿部町 管理職研修(2017.9.29)



2017年度の主な活動内容

(1) 調査活動(ホームページで公表しています)

2017北海道内市町村の総合計画に関する調査報告書
<http://koukyou-seisaku.com/image/2017sougoukeikaku2.pdf>

(2)2017中空知ふるさと市町村圏議員交流会講演(7/10)

2017アンケート調査から見える自治体議会と総合計画の課題
<http://koukyou-seisaku.com/resume.html>

(3)鹿部町管理職研修(9/29)

自治基本条例とは(講義・ワークショップ)

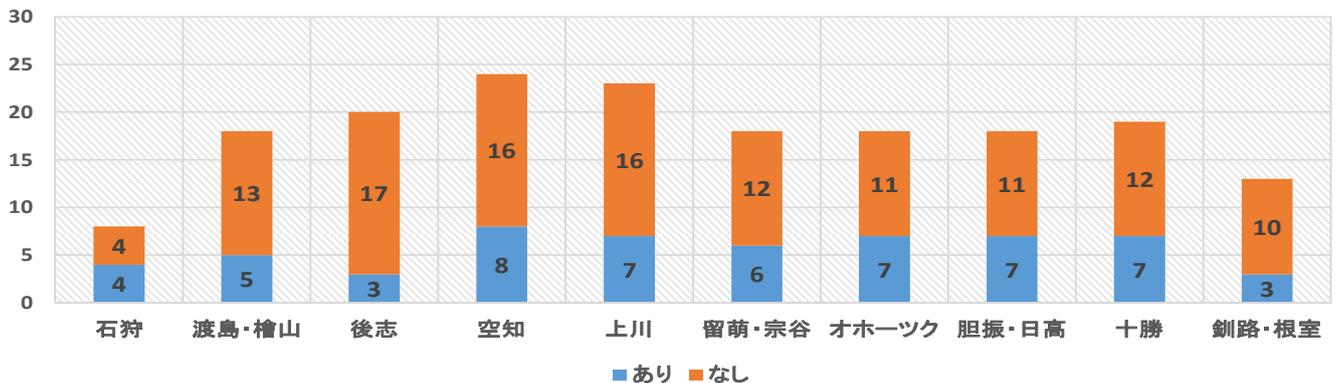
5. 道内振興局別自治基本条例の施行状況(H29.11.6)

振興局別自治基本条例の施行状況

振興局	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
市町村数	8	18	20	24	23	18	18	18	19	13	179
条例数	4	5	3	8	7	6	7	7	7	3	57
比率	50%	28%	15%	33%	30%	33%	39%	39%	37%	23%	32%
1	札幌市	七飯町	ニセコ町	奈井江町	下川町	苫前町	遠軽町	登別市	清水町	別海町	
2	石狩市	福島町	黒松内町	沼田町	上川町	遠別町	置戸町	白老町	音更町	中標津町	
3	江別市	厚沢部町	小樽市	美瑛市	上富良野町	留萌市	北見市	苫小牧市	芽室町	釧路市	
4	恵庭市	八雲町		芦別市	名寄市	稚内市	美幌町	平取町	帯広市		
5		函館市		三笠市	和寒町	幌延町	大空町	新ひだか町	中札内村		
6				新十津川町	士別市	中頓別町	斜里町	むかわ町	士幌町		
7				栗山町	旭川市		湧別町	安平町	鹿追町		
8				岩見沢市							

(注)北海道は含まず。

道内振興局別自治基本条例の施行数



水澤理事長
の略歴

昭和25年2月6日北海道八雲町で生まれる(67歳)

●学歴

- ①昭和45年4月～昭和49年3月 早稲田大学社会科学部卒業
- ②平成14年4月～平成16年3月 北海学園大学大学院経営学研究科修士課程修了
- ③平成18年4月～平成20年3月 北海道大学公共政策大学院専門職課程(修士)修了

●職歴

- ①通信会社に32年間勤務
- ②平成19年6月～ NPO法人公共政策研究所理事長
- ③平成20年4月～ 北海道大学公共政策大学院公共政策学研究センター研究員

6. 2017北海道内市町村の総合計画に関する調査の結果

I. 総合計画調査の概要

1. 調査対象

(1)北海道内179市町村

2. 調査期間

平成29年4月22日～6月1日

3. 調査実施主体

NPO法人 公共政策研究所

4. 調査時点

回答時点

5. 調査の目的

平成23年8月1日地方自治法が改正となり、基本構想の策定義務が廃止となり、市町村の判断で総合計画の策定を行うことができるようになった。

したがって、基本構想策定義務廃止以降に総合計画を策定した市町村の特徴を分析し、これから総合計画を策定する市町村に、適切な判断材料(情報)を提供することを調査の目的とした。

6. 回答状況

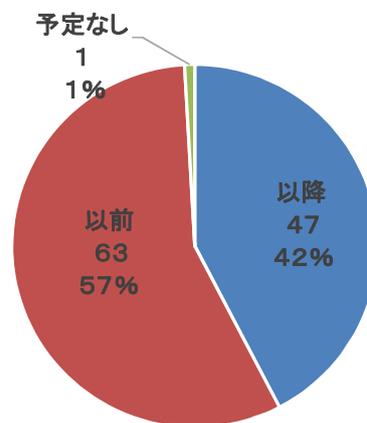
市町村	全数	回答数	回答率
市	35	29	83%
町村	144	82	57%
計	179	111	62%

7. 以降と以前比率

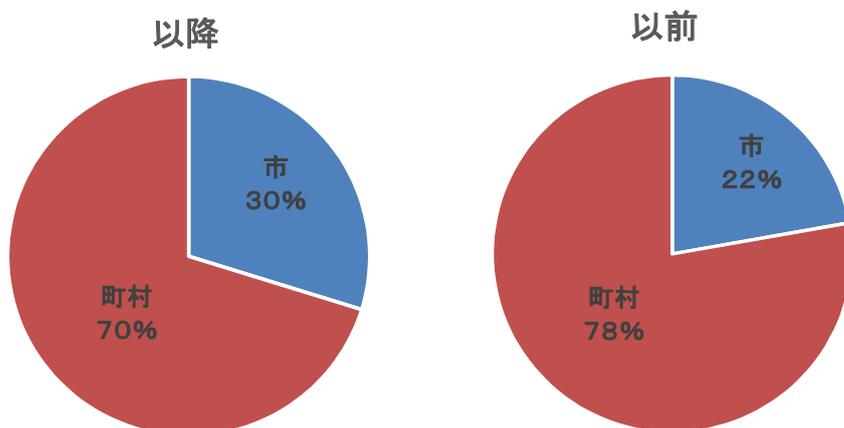
区分	市	町村	計	比率
以降 (策定済)	14	33	47	42%
以前 (策定前)	14	49	63	57%
予定なし	1	0	1	1%
計	29	82	111	100%

以降＝平成23年8月1日以降に策定した総合計画
以前＝平成23年8月1日以前に策定した総合計画

【以降と以前の比率】



【以降と以前の市と町村の比率】



Ⅱ. 総合計画策定の根拠規定の整備(行政)

行政の総合計画策定の根拠規定の有無(母数:110市町村)

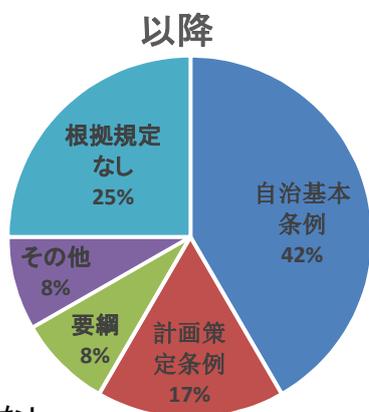
	自治基本条例	計画策定条例	要綱	その他	根拠規定なし	計	根拠なし比率
以降	20	8	4	4	12	48	25%
以前	18	3	1	0	42	64	66%
計	38	11	5	4	54	112	

(注1)重複が以前に1町、以降に1町ある。

(注2)以前の市町村の根拠規定の有無は公共政策研究所が例規集より判断

(注3)その他は、議会が基本構想等を議決事件としていることを根拠としている。

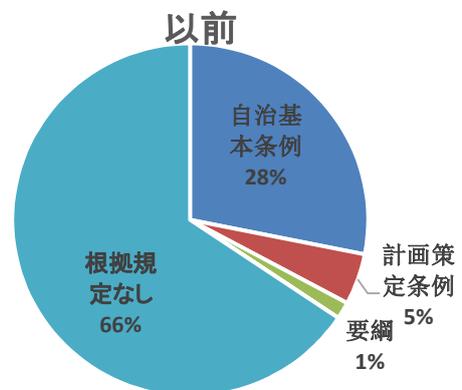
H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村



根拠規定なし

区分	市	町村	計
以降	3	9	12

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



根拠規定なし

区分	市	町村	計
以前	6	36	42

総合計画を策定する根拠規定を整備しないで、総合計画を策定している市町村が25%ある。行政は総合計画策定の根拠がなくても策定するものとなっているようだ。

逆に、75%の市町村では、自らの意思で総合計画策定の根拠規定を整備している。

総合計画策定時に、策定の根拠となる条例等の整備が必要な市町村が66%あり、今後、策定根拠となる条例等の整備が必要である。

課題1: H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村では、総合計画策定の根拠規定を整備していない市町村が25%あった。今後、総合計画を策定する、策定根拠を整備していない市町村は、根拠に基づく行政運営を行うために、自治基本条例、又は、総合計画策定条例を整備する必要がある。

Ⅲ. 総合計画の議決根拠と議決範囲の明確化（議会）

(1) 議会の議決根拠

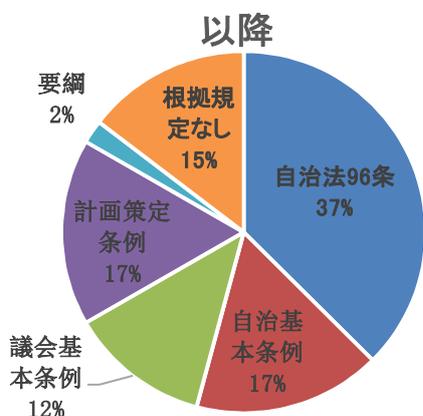
議会の議決根拠

	自治法96条	自治基本条例	議会基本条例	計画策定条例	要綱	根拠規定なし	計	母数
以降	18	8	6	8	1	7	48	47
以前	15	3	3	2	0	43	66	63
計	33	11	9	10	1	50	114	110

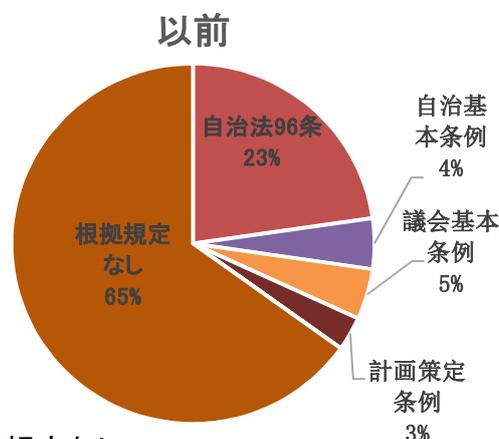
(注1) 以降の1町で、議会基本条例、計画策定条例で重複

(注2) 以前の1町で、自治法96条、自治基本条例、議会基本条例、計画策定条例で重複

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村



H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



根拠規定なし

区分	市	町村	計
以降	3	4	7

根拠規定なし

区分	市	町村	計
以前	9	34	43

浦臼町 議会の議決すべき事件に関する条例

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、浦臼町議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 基本構想(本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいう。以下同じ。)及び基本計画(基本構想に基づき、長期的な展望に立った町政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下同じ。)の策定、変更(基本計画にあっては、軽微な変更を除く。)又は廃止に関する事。

課題2: H23.8.1以降に総合計画を策定している市町村議会には、議決する根拠規定を整備していない市町村議会が15%あった。今後、総合計画策定の議決根拠を整備していない市町村(根拠規定なし43市町村65%)は自治法第96条等の議決根拠を整備する必要がある。

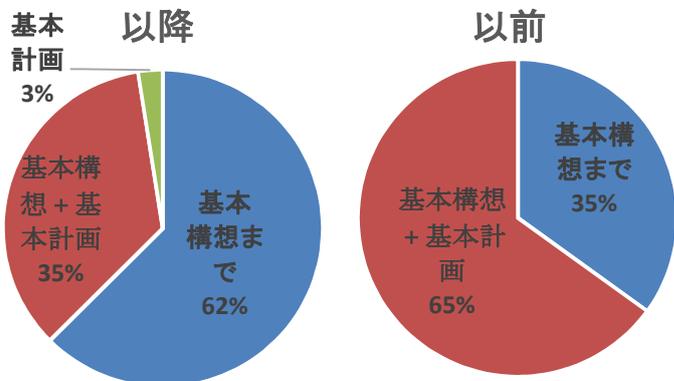
(2) 議会の議決範囲

議決範囲

区分	基本構想まで	基本構想+基本計画	基本計画	計
以降	25	14	1	40
以前	7	13	0	20
計	32	27	1	60

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



以前の議会による議決範囲は基本構想+基本計画が65%と議会の目が広範囲にわたっていた。それに対し、以降では、基本構想までが62%と議会の目の及ぶ範囲が狭まっている。

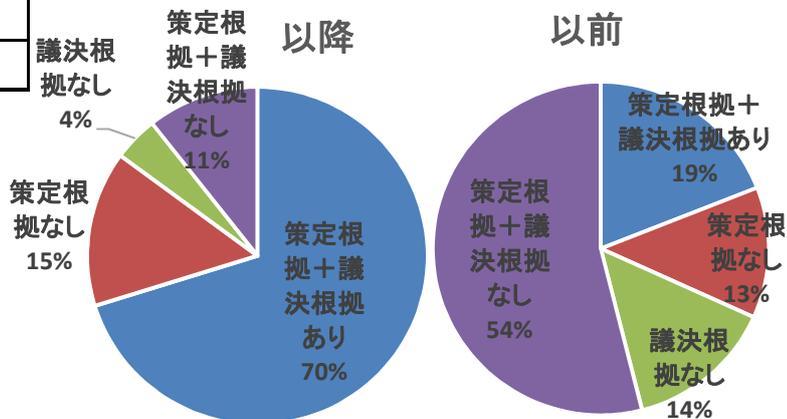
(3) 総合計画の行政の策定根拠と議会の議決根拠の整備状況

総合計画の行政の策定根拠と議会の議決根拠

	策定根拠+議決根拠あり	策定根拠なし	議決根拠なし	策定根拠+議決根拠なし	計
以降	33	7	2	5	47
以前	12	8	9	34	63
計	45	15	11	39	110

H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村

H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村



- ・以降では、策定根拠+議決根拠が70%で、30%の市町村では根拠が不完全な状況であった。
- ・以前では、策定根拠+議決根拠が19%で、81%の市町村では根拠が不完全な状況であった。今後の制度整備が待たれる。

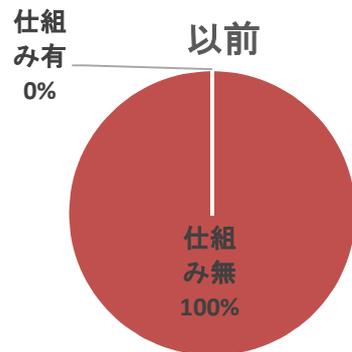
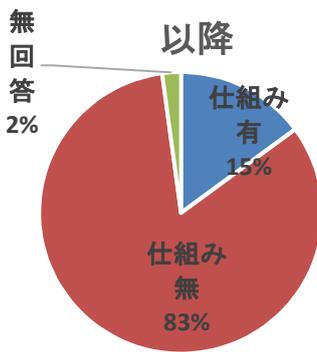
課題3: H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村では、策定そして議決の根拠規定を整備していない市町村が5市町村(11%)あった。今後、総合計画を策定する、策定・議決根拠を整備していない34市町村(54%)は策定・議決根拠を整備する必要がある。

IV. 首長の選挙マニフェスト(政策)と総合計画(計画)との整合性の確保 (政策と計画の一致)

首長選挙時のマニフェストを総合計画案に反映する仕組みの有無

首長選挙時のマニフェストを総合計画案に反映する仕組み

区分	仕組み有	仕組み無	無回答	計
以降	7	39	1	47
以前	0	63	0	63
計	7	102	1	110



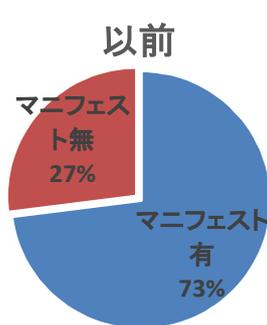
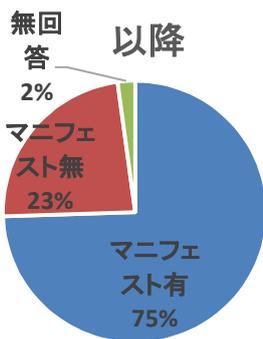
反映する仕組みありの
総合計画のタイプ

区分	4年型
以降	7
以前	0
計	7

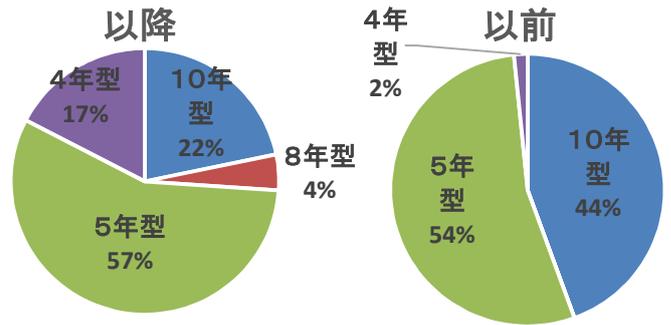
注) 4年型は3市4町1村の8市町村あったが、1市は首長選挙とリンクしていなかった。

以降で、首長選挙時のマニフェストを総合計画案に反映する仕組み有と回答した市町村は、7市町村(旭川市、名寄市、福島町、由仁町、美幌町、安平町、中札内村の2市4町1村)であった。総合計画のタイプはすべて首長選挙に合わせて総合計画を策定することが可能な4年型であった。首長選挙と時期合わないのは、総合計画の策定期間が10年型または5年型であった。

マニフェストの有無



総合計画のタイプ



注) 以前の4年型は1町あったがリンクしていなかった。

注) タイプ分けは基本計画等の見直し時期により区分

課題4: H23.8.1以前に総合計画を策定した市町村では、首長のマニフェストを総合計画に反映する仕組みがなかったが、H23.8.1以降に総合計画を策定した市町村では、首長のマニフェストを総合計画に反映する仕組み有と回答した市町村は7市町村(15%)であった。これは政策と計画の不一致の改善を図った結果であり、今後、総合計画を策定する、市町村においては政策と計画の一致、そのためには首長選挙と連動した4年型の総合計画策定を取り入れる必要がある。

V. 総合計画策定時の住民参加の範囲(住民参加の範囲と議会の議決範囲の整合性確保)

(1) 総合計画審議会における諮問範囲(住民参加の範囲)

総合計画審議会における諮問範囲(住民参加の範囲)

区分	基本構想まで	基本構想+基本計画	基本計画	計	住民参加なし
以降	6	39	1	46	1市
以前	3	58	0	61	1市、1町
計	9	97	1	107	2市、1町

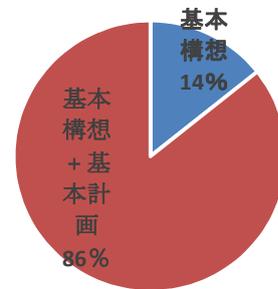
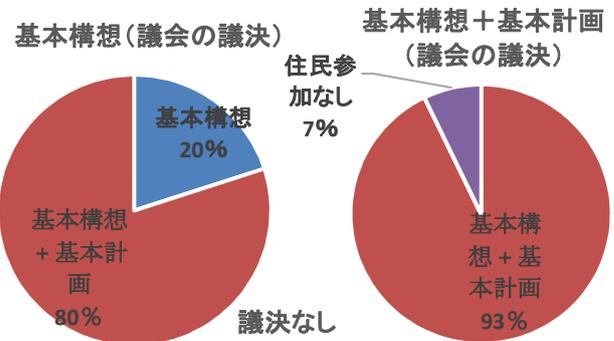
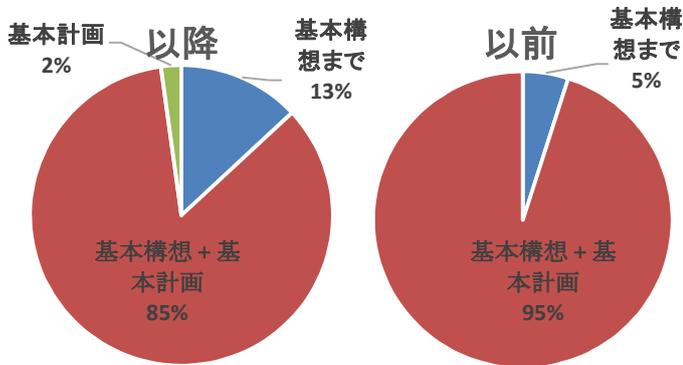
(注)住民参加なしは総合計画審議会の設置なしである。

(2) 住民参加の範囲と議会の議決範囲はどうあるべきか。

住民参加の範囲と議決範囲(以降)

	住民参加	基本構想	基本構想+基本計画	基本計画	住民参加なし	計
議会	基本構想	5	20	0	0	25
	基本構想+基本計画	0	13	0	1	14
	基本計画	0	0	1	0	1
	議決なし	1	6	0	0	7
	計	6	39	1	1	47

(注)住民参加なしは総合計画審議会の設置なしである。



首長から総合計画審議会に諮問を受ける範囲は、**以降では基本構想までの市町村が以前より増加傾向にある**。このことは、**基本構想=政策(まちづくりの基本方針)に限定し、住民意見を反映させる意図**がである。従来の基本計画=施策(政策を実現するための具体的な方策や対策)まで住民意見を反映させる市町村が減少したのは、**首長の裁量範囲拡大を意図した結果ではないか**。

上記の表は、議会の議決範囲が多いのは基本構想まで、住民参加の範囲が多いのは基本構想+基本計画であった。このことは総合計画への関与の不整合を起こしていることを示している。

論点5: 総合計画への住民参加の範囲と議会の議決範囲が異なるということは、総合計画の計画体系に自治の当事者の意見反映のバランスがとれていないことを表しており、好ましい状況ではない。総合計画を制度設計するときには、住民参加の範囲と議会の議決範囲を合わせることが重要である。そのためには、総合計画策定根拠となる条例等に住民参加の範囲と議会の議決範囲を規定すべきである。

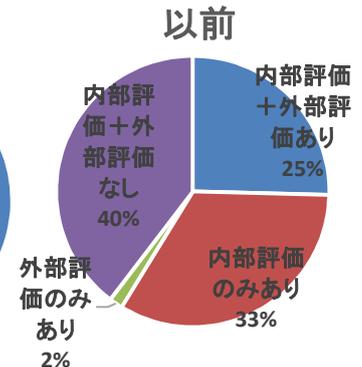
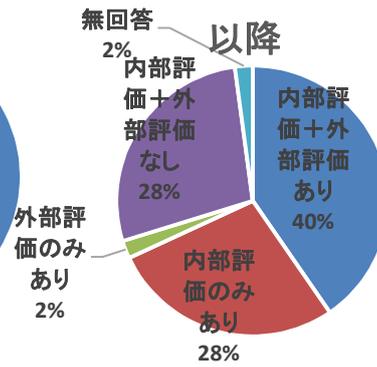
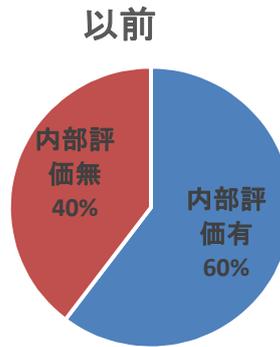
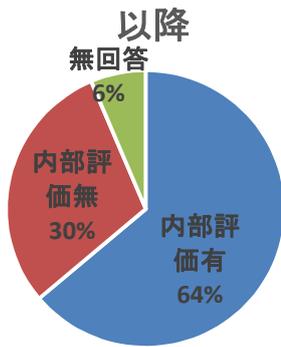
VI. 内部評価と外部評価による計画の適正化(総合計画を育てる)

内部評価の有無

区分	内部評価有	内部評価無	無回答	計
以降	30	14	3	47
以前	38	25	0	63
計	68	39	3	110

総合計画の内部評価と外部評価の実施

	内部評価+外部評価あり	内部評価のみあり	外部評価のみあり	内部評価+外部評価なし	無回答	計
以降	19	13	1	13	1	47
以前	16	21	1	25	0	63
計	35	34	2	38	1	110

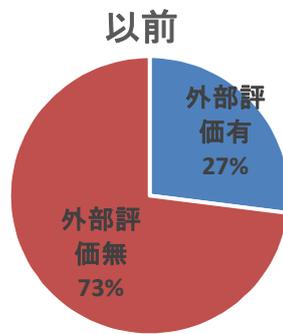
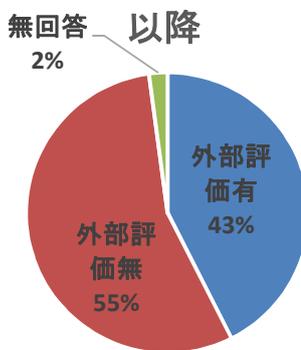


外部評価の有無

区分	外部評価有	外部評価無	無回答	計
以降	20	26	1	47
以前	17	46	0	63
計	37	72	1	110

内部評価と外部評価なし(以降)

区分	市	町村	計
以降	2	11	13



- ・内部評価有の市町村は、以前(策定前)が60%に対し、以降(策定済)は64%と、増加している。(内部評価に努めている)
- ・外部評価有の市町村は、以前(策定前)が27%に対し、以降(策定済)は43%と、増加している。(外部評価に努めている)
- ・内部・外部評価有の市町村は、以前(策定前)が25%に対し、以降(策定済)は40%と、増加している。

論点6: 内部・外部評価共にありの19市町村のうち12市町村(63%)には計画・実行・評価・改善をルール化した自治基本条例があり、逆に、内部・外部評価共になしの13市町村には自治基本条例は0市町村であった。内部・外部評価は自治を育てると重要な機能があり、多くの市町村での実施が待たれる。

Ⅶ. 総合計画策定時の議会としての参加(議会からの提言)

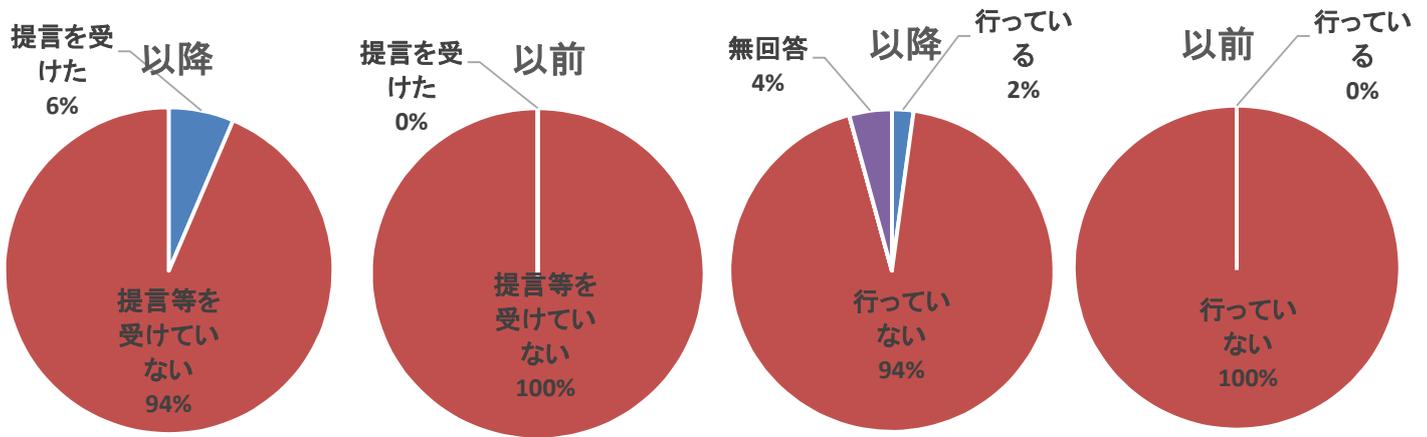
- (1) 議会からの総合計画案への提言の有無 (2) 議会が事業評価を行っていますか

議会からの総合計画案への提言

区分	提言を受けた	提言等を受けていない	計
以降	3	44	47
以前	0	63	63
計	3	107	110

議会が事業評価を行っているか

区分	行っている	行っていない	検討中	無回答	計
以降	1	44	0	2	47
以前	0	63	0	0	63
計	1	107	0	2	110



(注) 議会から首長に総合計画案への提言書の提出があった市町村は、根室市、登別市、福島町の2市1町であった。

(注) 議会が事業評価を行っているという回答があったのは、福島町のみ1町であった。

議会から首長に総合計画案への提言書の提出があった市町村は、以前は0市町村であったが、以降は3市町村と、増加傾向である。議会も総合計画策定に積極的に見えるかたちで参加すべきである。

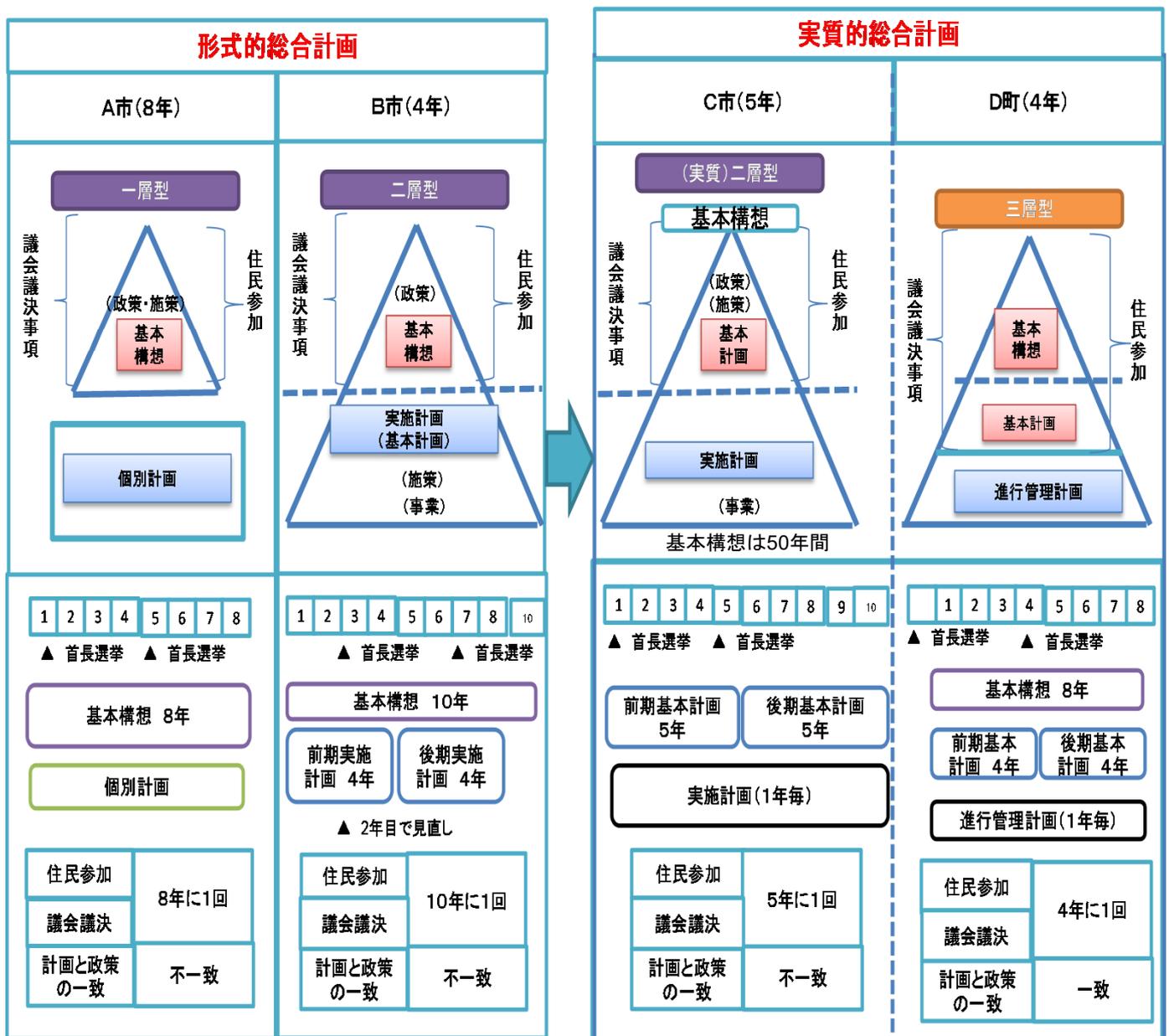
議会が自ら事業評価をおこなっているという市町村は、以前は0市町村であったが、以降は1町であった。議会が事業評価を行うということは、議決した責任を果たすという意味があるので、これからも多くの議会が行うべきである。

Ⅷ. 総合計画の形態比較

総合計画には形式的と実質的の2タイプがある。その違いは、基本計画を住民参加や議会の議決の対象としているかによってタイプを区分できる。

形式的総合計画は「基本構想のみの一層型」や「基本構想と実施計画の2層型」が該当する。A市の場合は基本構想が8年に1回、B市は10年に1回の住民参加と議会の議決であること、首長選挙とのリンクがない。いずれも、「実施計画」や「個別計画」の策定は首長のフリーハンドとなるため形式的総合計画とした。

一方、実質的総合計画は、「基本構想・基本計画」を住民参加と議会の議決を経ることから、C市は5年に1回、D町は4年に1回の住民や議会が基本計画策定に関与する。したがって、基本計画の具体化としての事業集である「実施計画」は首長のフリーハンドとはならないこと、C市は首長選挙とのリンクがないが、D町は首長選挙に合わせ総合計画を策定することから、実質的総合計画とした。実質的総合計画は住民生活と直結した存在となっている。



議員等研修会のご案内

1. 実施テーマ 議会の活性化等議会のあり方等について(別途ご相談)
2. 対象 議会議員及び議会事務局職員等
3. 日時 別途ご相談
4. 会場 貴議会にてご用意願います。
5. 研修時間 2時間程度
6. 経費 講師謝金・旅費交通費等(別途ご相談)
7. 連絡先 NPO法人公共政策研究所 水澤
電話/fax 011-836-4315 携帯電話 090-5226-3257
メールアドレス mizusawa@koukyou-seisaku.com

実績: 中空知ふるさと市町村圏議員交流会

1. 日時 平成29年7月10日(月) 午後3時10分～午後4時40分
2. 会場 赤平市東公民館(赤平市茂尻本町1丁目1番地)
3. テーマ アンケート調査から見る自治体議会と総合計画の課題
4. 目的 議員の資質や政策提言及び政策立案等の能力の向上を図る
5. 対象者 中空知(5市5町)議会議員、監査委員、議会事務局職員、市町長、副市町長、教育長、企画担当部課長、広域圏会計管理者、広域圏事務局
6. 人数 約160名
7. 講師 NPO法人公共政策研究所理事長 水澤 雅貴



発行日	平成29年度冬号 平成29年12月1日発行
作成者	NPO法人公共政策研究所理事長 水澤雅貴